

「指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定第 1274300043)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 苦情の受付について	14

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神 1620
- (3) 電話番号 0476-97-0100
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設立年月 平成6年8月15日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所 [指定年月日・令和 2年4月 1日]

指定介護予防短期入所生活介護事業所 [指定年月日・令和 6年4月 1日]

介護保険事業所番号・1274300043号

※ 当事業所は特別養護老人ホームプレーグ本塾に併設されています。

(2) 事業所の目的

短期入所生活介護は、「要介護状態となった場合においても、そのご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、ご契約者の心身機能の維持並びにご契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること」を、また介護予防短期入所生活介護においては、「そのご契約者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身機能の維持回復を図り、もってご契約者の生活機能の維持又は向上を目指すこと」を目的とする。

(3) 事業所の名称

プレーグ本塾短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地

千葉県印西市笠神 1620

(5) 電話番号

0476-97-0100

(6) 事業所長（施設長）

氏名 蓮實 篤祐

(7) 当事業所の運営方針

（短期入所生活介護事業所）

- ① ご契約者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等ご契約者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行なう。
- ② 相当期間以上にわたり継続して入所するご契約者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- ③ 従業者は、短期入所生活介護の事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご契約者

又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。

- ④ 短期入所生活介護の事業の提供に当たっては、ご契約者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行なわない。
- ⑤ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑥ 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護事業所)

- ① ご契約者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- ② 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- ③ 介護予防短期入所生活介護の事業の提供に当たり、ご契約者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- ④ ご契約者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- ⑤ 介護予防短期入所生活介護の事業の提供に当たり、ご契約者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、ご契約者が主体的に介護予防短期入所生活介護の事業に参加するような適切な働きかけに努める。
- ⑥ 介護予防短期入所生活介護の事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご契約者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 開設年月

平成 7 年 9 月 1 6 日 (短期入所生活介護事業所)

平成 1 8 年 4 月 1 日 (介護予防短期入所生活介護事業所)

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(10) 利用定員

1 4 人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。
(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	20室数	備考
個室(1人部屋)	6室	
2人部屋	2室	
4人部屋	15室	
合 計	23室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] マイクロ波治療器、移動式平行棒、
浴室	2室	特別浴：車椅子入浴装置(チェアインバス)、電動型 昇降浴槽(ワンラインバス) 機械浴：ユニバーサルバス
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

(12) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により当事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	指定基準	常勤換算
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	21名	21名以上
3. 生活相談員	1名	1名以上
4. 看護職員	3名	3名以上
5. 管理栄養士	1名	1名以上

※1 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※2 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合

常勤換算では1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 相談員	日中：08：30～17：30 1名
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番：07：00～16：00 1～2名 日 勤：08：30～17：30 1～3名 遅 番：11：00～20：00 1～2名 夜 勤：16：30～09：30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：30～17：30 1～3名
4. 管理栄養士	標準的な時間帯における最低人員配置 日中：8：30～17：30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設がご契約者に対して提供するサービスについては「利用料金が介護保険から給付される場合」、「利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・ご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。が、ご契約者の希望により居室での食事も提供いたします。
- ・食事の提供時間は、下記の範囲内で提供させていただきます。

（食事時間）

朝 食 8：00 ～

昼 食 12：00 ～

おやつ 15：00 ～

夕 食 18：00 ～

- ・食事内容及び時間の変更を希望されるご契約者は、ご相談に応じます。

② 入浴

入浴の形態は、一般浴・リフト浴・チェアインバス・特殊浴槽

- ・入浴は、ご契約者の身体の状態にあわせた形態で入浴していただきます。
- ・入浴又は清拭は、ご契約者の体調を勘案し対応させていただきます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の

回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥ 閲覧物

ご契約者は、下記の書類を閲覧できます。ただし、これ以外にも閲覧できますのでお申し出ください。事業報告書・事業計画書・収支予算書・サービス提供・その他の記録

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

- ☆ 下記の料金表によって、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費をお支払いください。食費及び居住費に関しましては『介護保険負担限度額認定証』があるご契約者につきましては、記載されております「食費の負担限度額」及び「居住費又は滞在費の負担限度額の金額」となります。
- ☆ ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画又は居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が予防給付及び介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

<介護保険の自己負担額>（加算金額を含みません）

要支援・ 要介護度	サービス利 用料金	介護保険から 給付される金額			自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	4,790円	4,311円	3,832円	3,353円	479円	958円	1,437円
要支援2	5,960円	5,364円	4,822円	4,226円	596円	1,138円	1,734円
要介護1	6,450円	5,805円	5,160円	4,515円	645円	1,290円	1,935円
要介護2	7,150円	6,435円	5,720円	5,005円	715円	1,430円	2,145円
要介護3	7,870円	7,083円	6,596円	5,509円	787円	1,574円	2,361円
要介護4	8,560円	7,704円	6,848円	5,992円	856円	1,712円	2,568円
要介護5	9,260円	8,334円	7,408円	6,482円	926円	1,852円	2,778円

※ 介護限度額認定証に準じる

《等級地》

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円

※ 施設の所在地で変わります。印西市は**5級地**となりますので1単位 10.55円となります。

<食費・居住費（個室）（多床室）の負担限度額>

《一日の食費》

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	1日負担限度額	内訳（税込）		
				朝食 462 円	昼食 649 円	夕食 532 円
第1段階	老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	300 円	1日負担限度額を超える額は請求いたしません。		
第2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円未満の者	単身：650 万円以下 夫婦：1650 万円以下	600 円	1日負担限度額を超える額は請求いたしません。 ※1）参照		
第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万未満の者	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	1,000 円	1日負担限度額を超える額は請求いたしません。		
第3段階②	前年の合計所得金額＋年金 120 万以上の者	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,300 円	1日負担限度額を超える額は請求いたしません。		
第4段階	第1段階～第3段階②のいずれにも該当しない人		1,643 円	入所から退所までの召し上がった食事分のみご請求させていただきます。		

※1）利用者負担第2段階の方の場合、食費の『負担限度額』は 600 円ですので、朝食のみの場合、補足給付は行われず 462 円を負担して頂きます。また、朝食と昼食（462 円＋649 円＝1,111 円）の場合であれば『負担限度額』との差額 511 円が補足給付となり、600 円はご契約者のご負担となります。

※2）食費の総合計額内におやつ代は含まれておりません。おやつを召し上がった場合は別途一食当たり 150 円（消費税込）を請求させていただきます。

《1日の居住費》

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	基準費用（居室費）
第1段階	老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	0 円
第2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円未満の者	単身：650 万円以下 夫婦：1650 万円以下	430 円
第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円 120 万未満の者	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	430 円
第3段階②	前年の合計所得金額＋年金 120 万以上の者	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	430 円
第4段階	第1段階～第3段階②のいずれにも該当しない人		915 円

※ 預貯金が単身 1,000 万円超、夫婦 2,000 万円超の場合は対象外。世帯分離をした場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外。給付額の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案する。

＜その他の利用料金について＞

※ 下記の加算については当法人の職員の勤務体制が整った場合に別途いただきます。

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合・・・30 単位／日減算

連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合。

※ 連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。

業務継続計画未実施減算・・・所定の単位数の 1.0%を減算

以下の基準に適合していない場合。

・感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

高齢者虐待防止措置未実施減算・・・所定単位数の 1.0%を減算

虐待の発生又はその再発防止するための以下の措置が講じられていない場合。

・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

・虐待防止の指針を整備すること。

・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

・上記措置を適切に実施する担当者を置くこと。

身体拘束廃止未実施減算・・・所定単位数の 1.0%を減算

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合

・身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

口腔連携強化加算・・・50 単位／回

・事業者の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数の 14.0%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位数の 13.6%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）・・・所定単位数の 11.3%を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）・・・所定単位数の 9.0%を加算

※ 令和 6 年 6 月より変わります。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）・・・100 単位／月

- ・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※ 1）が確認されていること。
- ・見守り機器等テクノロジー（※ 2）を複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- ・1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・10 単位／月

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。
- ・1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

※ 1）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- ・（Ⅰ）において提供を求めるデータは以下の項目である。

ア 利用者の QOL 等の変化（WHO-5 等）

イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化

ウ 年次有給休暇の取得状況の変化

エ 心理的負担等の変化（SRS-18 等）

オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）

- ・（Ⅱ）において求めるデータは（Ⅰ）で求めるデータのうち、ア～ウの項目とする。
- ・（Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

個別機能訓練加算（介護予防を除く）・・・5 6 単位／日

専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を 1 名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切

に提供していること。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用しているものに対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行っていること。

看護体制加算（Ⅰ）ロ…4単位／日

常勤の看護師を1名以上配置している場合。

看護体制加算（Ⅱ）ロ…8単位／日

看護職員を常勤換算方法で入所者の数が25名またはその端数を増すごとに1名以上（4名）配置し、看護職員が24時間の連携体制を確保している場合。

看護体制加算（Ⅲ）29人以下…12単位／日

看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たすこと。前年度、又は算定日が属する月の3月間の利用者の総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。

看護体制加算（Ⅳ）29人以下…23単位／日

看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たすこと。前年度、又は算定日が属する月の3月間の利用者の総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。

医療連携体制加算…58単位／日

看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定しており、利用者の急変の予測や早期発見等の為、看護職員による定期的な巡回を行っていること。主治医と連絡がとれない場合に備えて、あらかじめ協力病院機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。また、緊急時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている場合。

※いずれかの条件であること

（イ）喀痰吸引を実施している状態（ロ）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態（ハ）中心静脈注射を実施している状態（ニ）人工腎臓を実施している状態（ホ）重篤な心身機能障害、呼吸障害により常時モニター測定を実施している状態（ヘ）人工膀胱又は人口肛門の処置を実施している状態（ト）経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている状態（チ）褥瘡に対する治療を実施している状態（リ）気管切開が行われている状態

夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ…13単位／日

夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員（3名）に1名を加えた数（4名）以上の数の介護職員を配置している場合。

認知症行動・心理状況緊急対応加算…200単位／日

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断したものであること。利用を開始した日から起算して7日を限度とする。

若年性認知症入所者受入加算…120単位／日

若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合。

※ 認知症行動、心理状況緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

送迎加算…184単位（1回あたり）

ご契約者の心身の状況、ご家族等の事情からみて送迎を行う事が必要と認められるご契約者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う場合。

緊急短期入所受入加算…90単位／日

利用者の状態や家族等の事情により介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められたものに対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。短期入所生活介護を行った日から換算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度とする。

療養食加算…8単位／回

- ・ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ・ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。

在宅中重度者受入加算（介護予防を除く）

利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

- （1）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合。…421単位／日
（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定していない場合に限る）
- （2）看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合。…417単位／日
（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない場合に限る）
- （3）看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）若しくは（Ⅱ）又は（Ⅳ）をいずれも算定している場合。
…413単位／日
- （4）看護体制加算を算定していない場合…425単位／日

認知症専門ケア加算（Ⅰ）…3単位／日

- （1）事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- （2）認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増やすごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）…4単位／日

- （1）加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。
- （2）認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者や認知症ケアに関する専門性の高い看護師1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- （3）当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）… 22 単位／日

- （１） 介護福祉士 80%以上
- （２） 勤続 10 年以上介護福祉士 35%

※ 上記に加え、サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）… 18 単位／日

- （１） 介護福祉士 60%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）… 6 単位／日

- （１） 介護福祉士 50%以上
- （２） 常勤職員 75%以上
- （３） 勤続 7 年以上 30%以上

介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 6 条参照）

※以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（嗜好品・栄養補助食品など）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。利用料金：要した費用の実費

② おやつ代

おやつを召し上がった場合は別途一食当たり 150 円（消費税込）を請求させていただきます。

③ 理髪・美容サービス

ご希望に応じて理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。（パーマのみ 4,950 円、カット 2,200 円、顔剃り 550 円～2,200 円、毛染めのみ 3,850 円、毛染め（カット込み）6,050 円、パーマ（カット込）7,150 円。

④ 短期入所利用の際の医薬品及び薬剤一部負担金

本人希望によるものや下剤等の料金は、ご契約者のご負担とさせていただきます。

⑤ 利用料銀行引落手数料… 165 円

ご利用料金のお支払い方法につきまして、銀行口座引落を希望されたご契約者の方のみ引落手数料としてご契約者のご負担頂きます。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑦ 複写物の交付

ご契約者は複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。）

(2) 利用料金のご請求方法 (契約書第 8 条参照)

サービス利用料金は、1 か月ごとに計算しご請求いたします。ご請求は、原則として電子請求書にて請求させていただきます。ただし、電子請求書がご利用できない環境の場合は請求書を翌月 10 日頃に発送いたします。なお、郵送の場合は印刷代及び郵送料等として、一月 220 円をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 8 条参照)

利用料金は、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(別紙にてご指定下さい。)

ア. 下記指定口座への振込み

千葉銀行 印西支店 普通預金 3 3 3 2 8 7 4

社会福祉法人六親会 プレーグ本塾短期入所生活介護事業所

施設長 蓮實 篤祐

(シャカイフクシホウジ ソリクシカイ プレーグ モトノタンキニュウショセイカツカイゴ ジギョウショ シセツョウハスミアツヒロ)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業共同組合、労働金庫 (郵便局はご利用になれません)

☆上記ア、イ共、手数料はご契約者の負担とさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 9 条参照)

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 〔氏名〕 宮野 友利

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

TEL 0476-97-5502

（2）行政機関その他苦情受付機関

印西市役所 高齢者福祉課介護保険係	所在地 千葉県印西市大森 2364-2 電話番号・0476-42-5111（代） F A X・0476-42-7242 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
千葉県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号・043-254-7428 F A X・043-254-7401 受付時間 午前9時～午後5時
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 電話番号・043-246-0294 F A X・043-246-0298 受付時間 午前10時～午後4時

6. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	実施あり
認証取得年月日	2004年3月24日
認証番号	A J A E U / 19 / 14791
I S O認証機関名	AJA Europe Ltd.
評価結果の開示状況	施設入口に掲示

※ 必ず定期審査を1年に1回、更新審査を3年に1回実施しなければ更新できない。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人六親会

プレーグ本塾短期入所生活介護事業所

説明者 職名 生活相談員 氏 名 宮野 友利 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者住所 氏 名 印

代筆者住所 代筆者 印
(成年後見人)

続 柄

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1, 2階
- (2) 建物の延べ床面積 2, 7 2 1. 7 3 m²
- (3) 事業所の周辺環境

印西市は成田市、栄町に囲まれた位置にあり広々した田園風景に囲まれ静かな環境の中でお過ごしいただけます。また、日本医科大学千葉北総病院などの医療機関も近隣にあり、交通機関はJR 成田線小林駅より徒歩 30 分程度です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

管理栄養士…ご契約者の食事に関する相談、助言を行います。

介護支援専門員…ご契約者に係る短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成します。

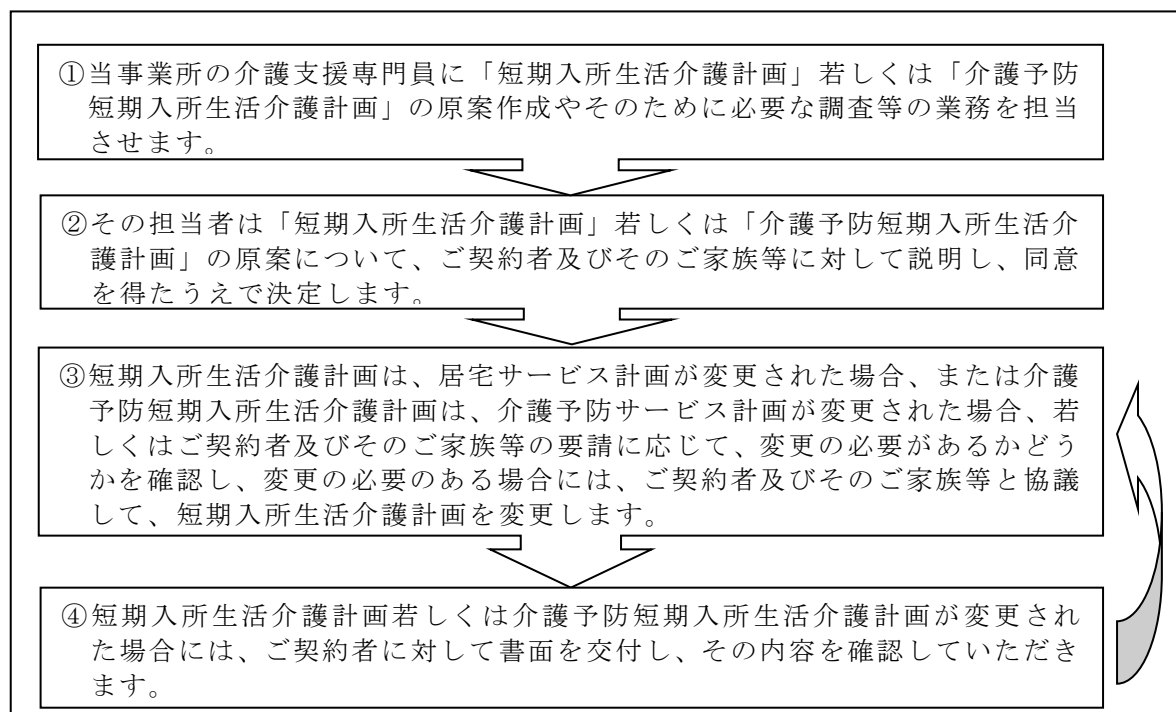
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

理学療法士…ご契約者の日常生活上のリハビリ等について実施指導を行います。

言語聴覚士…ご契約者の構音障害に関するリハビリ、嚥下に関する相談・助言、指導を行います。

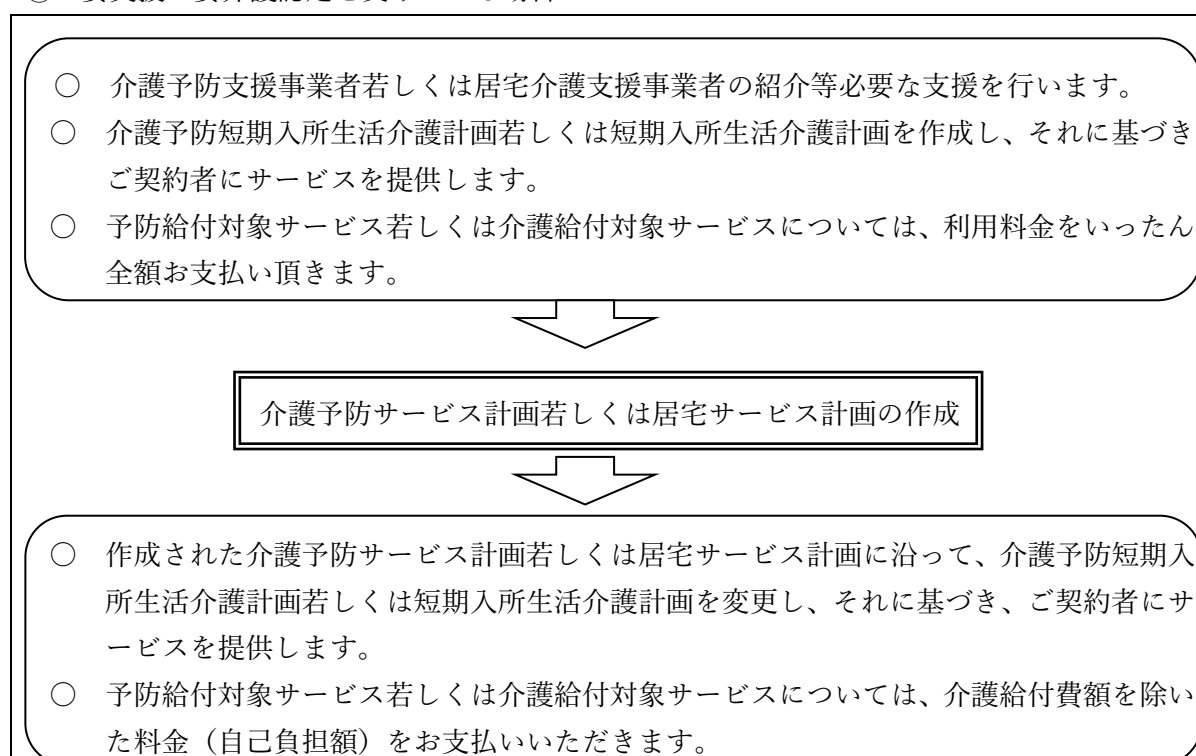
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」及び「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条及び第4条参照)

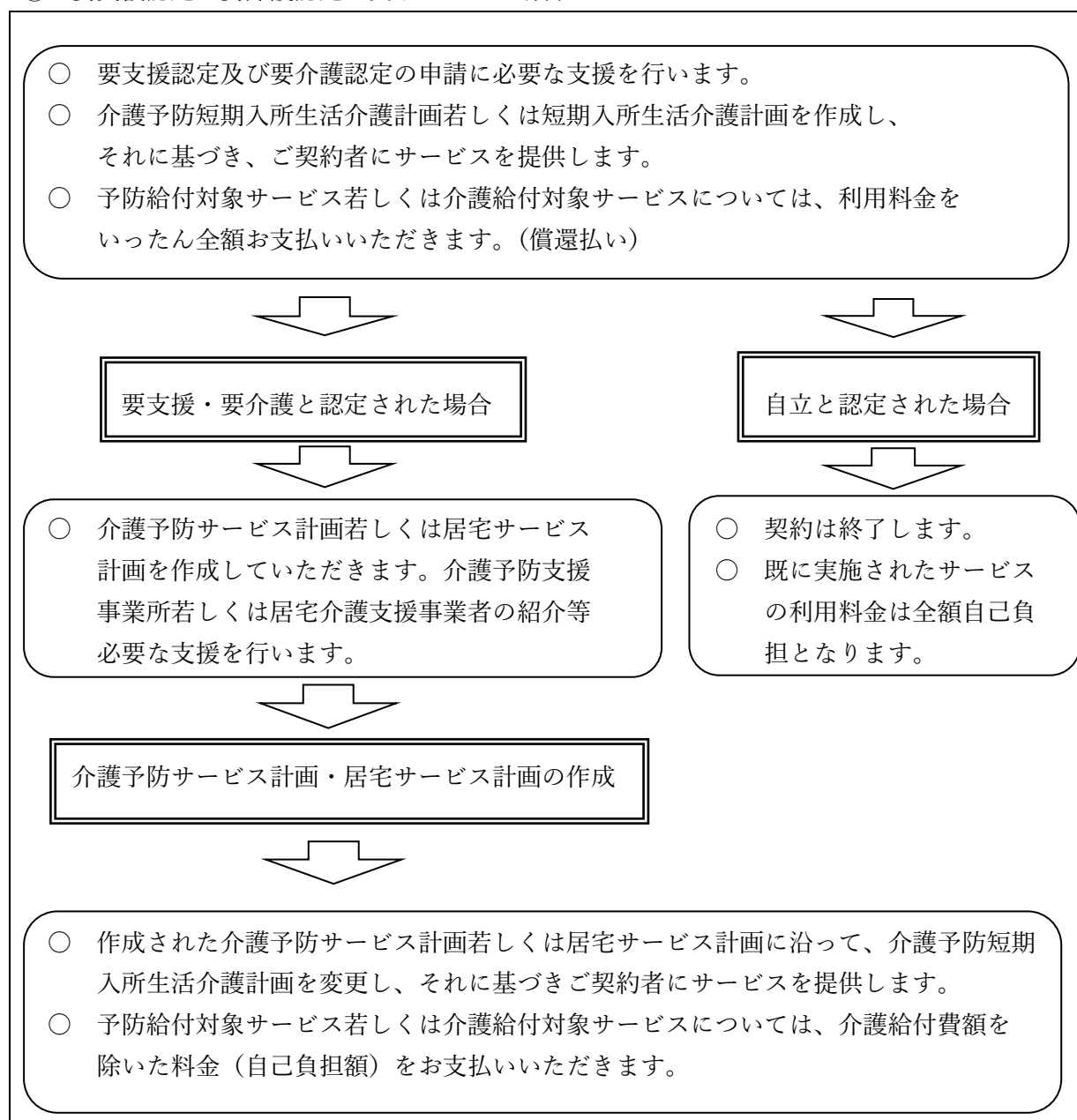


- (2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画」「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援・要介護認定を受けている場合



② 要支援認定・要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、『拘束の内容』『拘束時間』『拘束の理由』を示した同意書に署名捺印していただいた後、実施し拘束実施期間は状態、検討内容などの記録を記載す

るなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(個人情報保護)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、あらかじめ文書にて、ご契約者の方から『個人情報使用同意書』の内容を説明し同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・ 刃物などの危険物、宗教及び政治活動に関するもの。
- ・ 感染性胃腸炎及び食中毒予防対策の為、『なまもの』は原則ご遠慮頂き、他の食物についても職員にご相談ください。

(2) 喫煙について

- ・ 当施設内におきましては、全館『禁煙』になっています。喫煙を希望される方に関しては、必ず職員にご相談ください。
- ・ 喫煙を希望される場合『電子タバコ』『紙たばこ』『ライター』に関しては、介護職で管理させていただきます。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	印西総合病院
電話番号	0476-33-3000
所在地	千葉県印西市牧の台 1 - 1 - 1
診療科	整形外科、内科、小児科、外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、婦人科、形成外科

医療機関の名称	佐倉中央病院
電話番号	043-486-1311
所在地	千葉県佐倉市栄町 20-4
診療科	内科、内科循環器科、整形外科、リウマチ科、消化器科、内分泌・糖尿病・甲状腺外来、脳神経外科、泌尿器科

名称	印旛郡市歯科医師会
電話番号	0476-27-1894
診療科	歯科

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護（守秘義務）に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- | |
|-------------------------------------|
| ① ご契約者が死亡した場合 |
| ② 要支援・要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 |

- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１８条、第１９条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 予防給付対象外サービス・介護給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「介護予防サービス計画」「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が個人情報保護（守秘義務）に違反した場合
- ⑥ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他のご契約者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第２０条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他のご契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第１７条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。